

結婚新生活支援補助金

町民福祉課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

新婚世帯を対象に、新生活に伴う住宅の取得・家賃や引越に係る費用の一部を助成しています。

●対象世帯

- 次の要件をすべて満たす世帯
- 平成31年1月1日～平成32年3月31日に婚姻届を提出し受理された世帯
- 夫婦ともに婚姻日の年齢が34歳以下の世帯
- 町内に住民票がある世帯
- 新婚世帯の平成30年分の所得の合計が340万円未満の世帯(貸与型奨学金を返済している場合は、返済額を所得から控除した額)
- 市町村民税等に滞納がない世帯
- 過去にこの制度の補助を受けたことがない世帯

●対象経費

- 平成31年1月1日～平成32年3月31日に係る次の経費
- 新規の住宅購入費用
- 新規の住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、公益費、仲介手数料)
- 結婚に伴う引越費用
- ※住宅手当や引越手当などの支給がある場合、手当分については補助対象外

●助成額 上限30万円

- 申込期限 平成32年3月29日(金)まで
- ※平成32年1月以降に手続きをされる場合は事前に連絡をお願いします

●提出書類

- 補助金申請書
- 戸籍謄本または婚姻証明書
- 夫婦の平成30年分の所得証明書
- 世帯全員の納税証明書または滞納がないことを証明する書類
- 売買または賃貸の場合は契約書
- 領収書等支払金額のわかる書類
- 住宅手当等支給証明書(対象者のみ)
- 貸与型奨学金の返済額がわかる書類(対象者のみ)
- 退職証明書(対象者のみ)

こんなときには国保に届け出を

町民福祉課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

国民健康保険は自動的に脱退にはなりませんので、届け出が必要です。

町外に引越す場合や、勤め先の健康保険(社会保険等)に加入した場合でも、国民健康保険は自動的に脱退にはなりませんので、届け出が必要です。

次の理由が生じたときは、14日以内に届け出をしてください。

●届け出が必要な場合

- ①厚真町外に転出した
- ②社会保険など他の保険に入った・家族の保険の被扶養者になった
- ③生活保護の受給を開始した
- ④死亡した

●届け出に必要なもの

- 印鑑、国民健康保険証、以下の書類
- ②の場合…新しい保険証または健康保険資格取得証明書
- ③の場合…生活保護開始決定通知書
- ④の場合で葬祭費の申請をするとき…葬儀を行ったことと喪主の氏名が確認できるもの(会葬礼状ハガキなど)、喪主名義の口座が確認できるもの

届け出をされないと、保険料が二重になったり、医療費が全額自己負担になるなど、被保険者に不利益になることがあります。

バス券・入浴券の交付

町民福祉課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

町内に住所があり、かつ居住している満70歳以上の方に「あつまバス・道南バス町外路線の無料券または半額助成券」と「こぶしの湯あつまの無料入浴券」を交付します。

町外バス券

- 交付枚数 1人につき月3往復分
- 交付対象と券種

平成30年度の介護保険料段階	券種
「第1段階」から「第3段階」の方	無料券
「第4段階」から「第9段階」の方	半額助成券

●利用方法

証明証として「厚真町高齢者バス利用助成事業利用者証」と「高齢者バス利用助成券」が必要です。また、半額の助成券を利用する場合は、利用運賃の半額の支払いが必要です。

入浴券

- 交付枚数(予定) 1人につき年10枚
- ※その他、行事(ペタンク大会・敬老会・新年交流会など)に参加した方に交付します(1人につき年2枚まで)
- 交付
総合ケアセンターゆくりと上厚真支所で交付していますので、印鑑をご持参ください。

町内に住所があり、かつ居住している満70歳未満の方で、交付対象のいずれかに該当する方に「こぶしの湯あつまの無料入浴券」を交付します。

●交付対象

- 人工透析療法を受けている方
- 指定難病と認定されている方
- 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 療育手帳の交付を受けている方
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

●交付枚数 1人につき年12枚

●利用方法

「身体障害者等入浴無料身分証」と「身体障害者無料入浴券」が必要です。

●交付

総合ケアセンターゆくりと上厚真支所で交付していますので、該当要件を証明できるもの(手帳・指定難病受給者証など)と印鑑をご持参ください。

指定ごみ袋支給

町民福祉課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

紙おむつを日常的に使用している世帯に、もやせるごみ用の指定ごみ袋を支給します。

●対象

- ①3歳未満の乳幼児と同居している保護者
- ②厚真町家族介護用品支給事業実施要綱に基づき、紙おむつの交付を受けている方の介護者
- ③厚真町心身障害児等に係る日常生活用具の給付等に関する規則に基づき、紙おむつの支給を受けている方またはその保護者

●対象期間

4月1日～平成32年3月31日

●支給枚数

対象者1人につき、もやせるごみ用指定ごみ袋(20リットル)を1カ月あたり10枚(年間最大120枚)

●申請窓口

町民福祉課町民生活グループ(総合ケアセンターゆくり内)、上厚真支所
※その場で年度分の一括支給を行います

●申請に必要なもの

申請書、印鑑

住宅関係の補助制度

建設課 建築住宅グループ ☎ 27-2325

地震対策と地球温暖化防止のため住まいの整備にかかる費用の一部を補助します。

①既存住宅耐震改修費補助

補助金額	上限30万円
補助対象	昭和56年5月31日以前に着工した耐震性能評点1.0未満の住宅の耐震改修工事

②住宅太陽光発電システム設置補助

補助金額	【町内業者施工の場合】1Kw当たり10万円(限度額30万円) 【町外業者施工の場合】1Kw当たり7万円(限度額20万円)
補助対象	発電余剰電力の売買契約ができる、または発電電力をすべて自家使用とする10Kw未満の発電太陽光発電システムの設置(未使用品に限る) ※平成31年4月1日以降の設置かつ年度内に工事が完了し電力会社との電力受給が開始できるシステムであること

③ペレットストーブ等購入費補助

補助金額	【町内の商店から購入の場合】本体購入価格の2分の1(限度額15万) 【町外の商店から購入の場合】本体購入価格の2分の1(限度額10万)
補助対象	住宅に設置する木質ペレットやまき等を燃料として、本体材質が鉄鋼や中鋼板と同等かそれ以上の耐久性を有する暖房器具の購入

④住宅リフォーム推進補助

補助金額	リフォーム費用の5分の1 (①の工事と併用 限度額45万円)(②③の工事と併用 限度額30万円)
補助対象	上記①～③までの工事等と併せて実施する住宅の改修または模様替えの工事 ※住宅リフォームだけでは該当になりません ※併用する工事によって限度額が変わります

共通補助要件

- ・町税の滞納がない方
- ・町内の住宅(併用住宅の場合住宅部分に限る)に施工・設置する案件に限ります
- ・募集期限は平成32年3月23日(月)まで。ただし、募集は予算の範囲内で行うため、先着順です。予算の範囲を超えた時点で補助事業は終了となります

固定資産税の土地・家屋評価額などの縦覧

総務課 税務グループ ☎ 27-2481

固定資産税の納税者は、他の土地や家屋の評価額と比較して自己の資産の評価額が適正か確認するために、平成31年度の土地・家屋価格等縦覧簿を見ることができます。

●縦覧期間

5月31日(金)まで
8時30分～17時30分(土曜・日曜・祝日は除く)

●縦覧場所

総務課税務グループ

●縦覧できる方

固定資産税(土地・家屋)の納税者

●縦覧内容

町内の土地の所在地番、地目、地積、評価額、家屋の所在地番、種類、床面積、評価額など

●持ち物

本人確認書類(運転免許証、保険証など)
※代理人は、納税者の委任状を持参ください

空き家等利活用資金の助成・貸付

建設課 建築住宅グループ ☎ 27-2325

空き家住宅の取得、改修(改築含む)、宅地の取得に係る経費の助成または貸付を行います。

対象者	市街化調整区域、都市計画区域外にある空き家住宅を取得・改修等を行い10年以上居住する方
-----	---

助成	対象	金融機関の融資を活用する方
	内容	(1)借入により発生する利息(保証料を除く)に対し、1%を上限として10年間助成する。 ※500万円までの借入に発生する利子が対象 (2)10年間居住した場合、借入額の2分の1を補助する。 ※補助額上限250万円 ※(1)と(2)を合わせた助成の上限は借入額の2分の1

貸付	対象	やむを得ず金融機関の融資を受けられない方
	内容	(1)上限500万とする融資を行う。 ※20年償還、貸付利子年0.5% (2)10年間居住した場合、借入額の2分の1の償還を免除する。 ※免除額上限250万円



空き家の適切な維持管理をお願いします。

適切な維持管理が行われず放置されているような空き家は、周囲にさまざまな悪影響を及ぼす可能性があります。空き家が原因で近隣や通行人に損害を与えた場合、その責任を問われることもありますので、所有者や管理者は空き家の適切な維持管理をされるようお願いします。

町では家屋の修繕やリフォームやバリアフリー、新築など住まいや暮らしに関わる助成制度や住宅相談窓口を開設していますので制度活用、検討や相談窓口をご利用ください。

アパート建築費・改修費の補助制度

建設課 建築住宅グループ ☎ 27-2325

アパートの建設や既存のアパートの改修にかかる費用の一部を補助します。

アパートを建てる
(町民間賃貸共同住宅等建設促進事業)

●補助内容

新たに町内の市街化区域内に民間アパートを建設する方(法人・個人)を対象に、建設費の補助を行います。

●補助額

1LDK…1戸当たり110万円
2LDK…1戸当たり130万円
3LDK以上…1戸当たり150万円
※1LDKと2LDK、3LDKの組み合わせで構成すること
※1棟当たり上限金額は960万円です
※防犯対策を各戸に行う場合、1棟につき10万円を上限とし増額します

●受付期間

5月31日(金)まで
※複数の交付希望者がある場合は、抽選により決定します。また、町内在住の方を優先します

アパートを改修する
(町民間賃貸共同住宅等リフォーム促進事業)

●補助内容

町内に民間アパートを所有する方(法人・個人)を対象に、改修工事費の補助を行います。

●補助額

1戸当たり最大15万円(1戸当たりの改修工事費が15万円未満の場合はその額)
※1棟当たりの上限金額は90万円です

●受付期間

平成32年3月23日(月)まで
※予算状況により早期に締め切る場合があります



コミュニティ活動補助

コミュニティ運動推進協議会事務局 ☎ 27-3179
(まちづくり推進課 企画調整グループ内)

地域文化の育成や環境美化活動に係る費用の一部を助成しています。

地域花壇づくり活動助成事業	空缶拾い活動奨励事業
▷他のモデルとなることが期待できる花壇の管理費を助成します。	▷空缶拾い活動に対して助成します。
対 象 自治会・町内の団体	対 象 団体(15人以上)
補助金額 沿道の花壇施設費…面積が5㎡以上10㎡未満は1万5千円、10㎡以上は2万円 花壇の管理費…1団体の上限7千円(予算の範囲内で助成)	補助金額 年3千円以内
募集期間 10月31日(木)まで	募集期間 10月31日(木)まで
フラワーマスター育成事業	個性的文化活動奨励事業
▷フラワーマスター認定講習会受講に係る旅行費用等を支給します。	▷町内の団体、サークルなどが自主的・主体的に取り組む事業に対して補助します。
対 象 町民	対 象 町民(10人以上)
補助金額 講習会受講旅費(実費分)	補助金額 開放的で個性的な文化活動の初期投資経費として1回に限り上限3万円(予算の範囲内で助成)
募集期間 10月31日(木)まで	募集期間 10月31日(木)まで

まちおこし奨励

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

町内の団体やサークルなどが自主的、主体的になって取り組む事業に係る費用の一部を助成しています。

●対象事業	●対象
①まちおこし事業 ②人材育成事業 ③特産品開発事業 ④文化活動 ⑤地域活動 ⑥その他まちおこしと認めた事業 ※団体の経常的運営費、営利を目的とするもの、入場料を徴収するもの、事業費が5万円未満のものは対象にならない場合がありますので、事前にお問い合わせください。	団体・サークル
●補助金額	●補助金額
	補助対象経費の3分の2以内(1事業の上限は30万円)
●募集期間	●募集期間
	12月30日(月)まで

町高齢者大学新入生募集

町民福祉課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

町では老人福祉事業の一環として高齢者大学を開校しています。
楽しい仲間を作りながら、ともに学びませんか？

●期間	●受講資格
4月～平成32年3月	町内に居住する65歳以上の方または老人クラブ加入者
●開催場所	●講座内容
総合ケアセンターゆくり ほか	高齢者福祉、ペタンク大会、研修旅行など(2月を除く年11回開催)
●会費	●申し込み
1人1,000円(途中入学の場合も同額)	電話で申し込みください。

起業化補助

産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486

起業をめざす新規事業者の事業立ち上げなどに必要な経費に対する補助金を交付します。

●対象者	●対象事業と対象経費
・町内で起業を予定している方 ・平成29年1月1日以降に起業した方 ※その他の要件あり	①新規開業支援事業
●補助対象事業の認定	対象事業 起業するために必要な施設の建築および改修等を行う事業 ※事業執行は原則1年限り ※上限に達しない場合は2年目以降、事業化支援事業に申請可能
審査は審査委員会で申請者へヒアリングを行い、町内の活性化につながるか等を審査し、認定します。なお、補助対象事業は右記のとおりで、事業認定日以降の経費が対象となります。	
●補助金の交付対象期間の終期	対象経費 報償費、旅費、役務費、委託費、工事請負費、備品購入費等
起業した日から3年後の応当日の前日まで	②事業化支援事業
●補助率	対象事業 安定的な事業継続を図るために行う事業 ※事業執行は条件により最大3年
2分の1以内	
●補助限度額	対象経費 報償費、旅費、役務費、委託費、工事請負報償費、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料・賃借料、備品購入費、償還費等費、備品購入費等
200万円(空き店舗を活用する場合は250万円)	
●申込期限	
5月10日(金)まで	※①②の事業のうち、どちらか一つまたは両方を選択してください。 ※申し込みを希望する方は事前に産業経済課経済グループにご相談ください。

商工業振興支援

産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486

経営者の創意工夫のある取り組みや雇用拡大、定住支援に必要な経費に対する補助金を交付します。

●対象者	●対象事業と対象経費
町内において1年以上営業しており、町税を滞納していない商工業者 ・個人事業者…町内に住所を有している方 ・法人…町内に事業所等を有している中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に掲げる中小企業に限る)	①経営強化促進補助金
●申込期限	内 容 商工業者が自ら行う、積極的かつ創意工夫を凝らした以下の取り組みに必要な経費を補助します。 ①施設の増改築または改修事業 ②新製品または新技術の試験・研究・開発事業 ③ICT化支援事業 ④新分野事業への拡大事業
5月10日(金)まで	
●申込先	補助額 資本金1,000万以下▷2分の1 資本金1,000万円超1億円以下▷3分の1(下限25万円 上限200万)
厚真町商工会 ☎27-2456	②雇用拡大奨励金
	内 容 町内における雇用の場の確保および拡大を図るため、新たに常用労働者を雇い入れ、雇用定数を増した事業者に対し奨励金を交付します。
	補助額 1人につき30万円(1年度につき2人まで)
	③職住近接奨励金
	内 容 町外から町内の事業所に通勤している常用労働者が町内に転入する際に手当を支給する事業者に対し奨励金を交付します。
	補助額 3分の2以内(1人につき20万円まで)

※その他の条件等は商工会までお問い合わせください。

循環福祉バス「めぐるくん」

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

幌内・高丘線 新町・幌里線 東和・宇隆線

全ての路線が毎日運行しています



豊沢・鹿沼線 豊川・浜厚真線 上厚真線

(日曜日、12月31日～1月2日を除く)

○利用対象者 循環福祉バスめぐるくんは、自宅から市街地までの交通手段として町内にお住いの方ならどなたでも利用できます（市街地にお住まいの方を除く）。

○利用方法

登録する 利用者登録をする（初回のみ）
めぐるくんを利用するには、利用登録が必要です。役場または上厚真支所で申請手続きをしてください。

利用者登録
役場まちづくり推進課
☎ 27-3179

予約する 利用するバスを予約する
めぐるくんは予約制です。利用するときは、事前にお電話で次の内容を伝えて予約してください。

予約
予約受付センター（あつまバス）
☎ 27-2311

（◇利用したい路線・時刻 ◇どこからどこまで利用するか）
（◇帰りも利用するか）

【予約の受付時間】

朝の便 前日の19時まで
昼・夕方の便 各便の始発時刻の1時間前まで

予約の受付時間に間に合わなかった場合は利用できませんので早めに予約しましょう。

利用する ①自宅から市街地
予定時刻に自宅でお待ちください。混雑している場合は、遅れることがあります。時間に余裕をもってご利用ください。

②市街地から自宅
予約した時間に予約した乗り場から乗車してください。

市街地の乗降できる場所

【厚真市街地】
・あつまバス待合所 ・役場 ・総合ケアセンターゆくり ・まちなか交流館 ・Aコープ厚真店
・あつまクリニック ・厚真歯科 ・ハマナスクラブ(藤井商店) ・桂歯科クリニック ・スポーツセンター
・旧かしわ保育園 ・こぶしの湯あつま ・応急仮設福祉住宅 ・セイコーマート厚真店 ・ともいきの里

【上厚真市街地】
・Aコープ上厚真折坂店 ・厚南会館 ・上厚真郵便局 ・上厚真近隣公園仮設団地

安平・厚真行政事務組合からのお知らせ

ゴールデンウィークのごみ収集について



4月29日(月) 30日(火) 5月3日(金) 4日(土) は
ごみ収集をお休みします

※自己搬入の受付も行いませんので、ご協力をお願いします。

問い合わせ 安平・厚真行政事務組合 ☎ 22-3151

弁護士による無料法律相談会

総務課 総務人事グループ ☎ 27-2322

厚真町と安平町で、札幌弁護士会地域司法対策委員会による「無料法律相談会」を開催します。

開催日	開催場所	
	午前 10時30分～12時	午後 13時30分～15時
4月15日(月)	早 来	厚 真
4月26日(金)	厚 真	追 分
5月13日(月)	追 分	厚 真
5月27日(月)	厚 真	早 来
6月10日(月)	早 来	上厚真
6月24日(月)	厚 真	追 分
7月8日(月)	追 分	厚 真
7月22日(月)	厚 真	早 来
8月5日(月)	早 来	厚 真
8月19日(月)	上厚真	追 分
9月2日(月)	追 分	厚 真
9月17日(火)	厚 真	早 来

○相談料は無料です

※実際に依頼する場合の弁護士費用は、相談弁護士にお問い合わせください。

○相談される場合は、事前に予約してください

※相談当日、直接会場にお越しいただいても、先約があってお待ちいただく場合や受けられない場合もありますのでご了承ください。

会場のご案内

厚 真 ▷ 総合福祉センター
京町165-1

上厚真 ▷ 厚南会館
上厚真219-1

早 来 ▷ 安平町保健センター
安平町早来大町95

追 分 ▷ 安平町ぬくもりセンター
安平町追分中央1-40

災害復旧工事本格実施

胆振東部地震災害復旧工事厚真町安全連絡協議会 ☎ 080-2867-6465 または ☎ 080-2867-6611 (受付時間9時～17時)

北海道胆振東部地震の災害復旧工事が本格的に実施されます。

日頃より公共事業にご協力いただき誠にありがとうございます。

今後は、道路や河川、農業施設、治山などの復旧工事が本格化し、道路の通行規制や工事車両の増加が予想され、町民の皆さまの生活環境や営農活動などへの影響が懸念されます。

このため、3月13日に各発注機関で構成する安全連絡協議会を発足し、工事や通行の安全管理、地域環境の保全に連携して対応しながら一日も早い復旧復興に努めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

	発注機関	復旧工事内容
室蘭開発建設部	厚真川水系砂防事業所(☎0144-57-9832)	砂防(国事業)
	苫小牧河川事務所(☎0144-57-9800)	1級河川
	胆振東部農業開発事業所(☎22-2521)	農業用水施設(厚真ダム、厚幌導水路など)
	建設管理部苫小牧出張所(☎0144-32-3171)	道道、2級河川、砂防、急傾斜地
胆振総合振興局	建設管理部厚幌ダム建設事務所(☎27-3581)	厚幌ダム関連
	産業振興部農村振興課(☎0143-83-5133)	農地・農業施設(道営)
	産業振興部林務課(室蘭)(☎0143-24-9803)	治山
	産業振興部林務課(苫小牧)(☎0144-61-1310)	治山、路網
厚真町	建設課 土木グループ(☎27-2451)	町道、河川、公園、宅地堆積土砂撤去
	建設課 上下水道グループ(☎27-2326)	上下水道
	町民福祉課 災害廃棄物グループ(☎080-2873-0489)	被災家屋等解体撤去
	産業経済課 農業農村整備グループ(☎27-2491)	農地・農業施設(町営)
	産業経済課 林業グループ(☎27-2419)	林道